

請願・陳情參考資料

平成22年6月2日

農林水產部

陳情(新規)

(生産振興課)

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
22年-16 (22.5.26)	農林水産	<p>備蓄米の買い入れと米価の回復・安定を求める意見書の提出について</p> <p>農民運動鳥取県連合会 代表者 東田 久</p>	<p>備蓄米の買い入れと米価の回復・安定を求める意見書の提出について</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の備蓄制度は、備蓄による財政負担を考慮しつつ、10年に一度の不作(作況92)や、通常程度の不作(作況94)が2年連続した事態に対処できるよう、適正水準を100万トン程度として運営。 <p><備蓄運営に関する国の考え方(H22.2月予算委員会での大臣発言)></p> <ul style="list-style-type: none"> 備蓄は、価格維持のためのものではなく、緊急対策用のもの。備蓄水準は、財政を考慮してもできるだけ負担が少ない方が良い。 現段階では、米が多く必要な状況でもなく、備蓄米としては国産米100万トン程度が適当。MA米77万トンはきちんと購入する。また、民間在庫200万トン程度保有されている状況であり、百何十万トンも余分に買入れる必要はないとの考え方。 <ul style="list-style-type: none"> 県としては、適正な需給バランスにより米価の安定が図られるべきとの考え方から、これまで国に要望しているところ。 <p><平成21年7月8日 国要望></p> <p>過剰作付けを行った県においては、過剰作付生産量の相当分を翌年度の需要量から控除する等、生産調整の実施状況に応じた算定方法に見直すこと。</p> <p><参考></p> <p>米価の回復・安定を目的とした備蓄米の買い入れは、平成19年に緊急対策として、在庫水準と適正備蓄水準との隙間(34万トン)で実施された経過がある。</p> <p><緊急対策に関する国の検証></p> <ul style="list-style-type: none"> 価格の大幅下落に歯止めはかかったが、その後も相対取引価格は横ばいで推移。 価格下落歯止め効果は、生産調整を実施していない者にも及ぶため、生

産調整を実施しなくともよいというモラルハザードも発生。

- ・政府への販売に際して、無理やり販売先を変更する等、産地に抵抗感もあり、翌年春頃には、一部産地から買い戻しの要請もあった。